

平成29年第3回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年9月5日(火曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	5番	大森 富夫 君
6番	益子 明美 君	7番	大金 市美 君
8番	岩村 文郎 君	9番	川上 要一 君
10番	阿久津 武之 君	12番	石田 彬良 君
13番	小川 洋一 君	14番	塚田 秀知 君

欠席議員(1名)

4番 益子 輝夫 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副町長	岡 由樹夫 君
教育長	小川 浩子 君	会計管理者 兼会計課長	山口 守 君
総務課長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税務課長	笹沼 公一 君	住民課長	薄井 桂子 君

生活環境課長 補佐	薄井 亮 君	健康福祉課長	立花 喜久江 君
子育て支援課長	稲澤 正 広 君	建設課長	穴山 喜一郎 君
農林振興課長	坂尾 一 美 君	商工観光課長	板橋 了 寿 君
総合窓口課長	藤田 善 久 君	上下水道課長	田代 喜 好 君
農業委員会 事務局 長	大森 新 一 君	学校教育課長	薄井 健 一 君
生涯学習課長	益子 雅 浩 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	高林 伸 栄	書 記	岩村 房 行
書 記	長家 佳奈子	書 記	村上 明 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が4番、益子輝夫君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚田秀知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、石田彬良君、及び1番、鈴木 繁君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚田秀知君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会から今期定例会までの行事などについて報告をいたしますが、詳細はお手元に配付したとおりでありますので、資料どおりであります。

主なものを申し上げます。

6月18日、（仮称）新橋等整備促進協議会設立総会が、すこやか共生館で開催されました。現在、馬頭地区と小川地区を結ぶ橋梁は、若鮎大橋ただ一つであり、地域住民の安全や利便性の確保の観点から、新たな橋の建設を望む声があり、議会においても、平成23年に新橋の整備促進に関する決議を行ったところであります。

このような状況下において、地域の関係者のご努力により、新橋等の整備促進協議会を設立する運びとなりましたことに、敬意を表するものであります。

6月23日、栃木県町村議会議長会の第1回議長会議が、宇都宮市のニューみくらで開催されました。研修会に引き続き、議長会議において、任期満了に伴う役員改選が行われ、副会長の役を退任いたしました。

7月10日、南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が開催されました。付議事件は、財産の取得についてで、高規格救急自動車1台の契約の締結について、審議の結果、可決されました。

7月13日、PFI法に基づく馬頭最終処分場整備運営事業に関する勉強会を、馬頭総合福祉センターで開催いたしました。栃木県の施設整備担当から説明を受け、疑問点などの質疑

を行いました。

8月3日、栃木県市町村トップセミナーが、ホテル東日本宇都宮で開催されました。研修会には、政治学者の御厨貴氏の「政治は再稼働するか」と題した講演を聞いてまいりました。

8月10日、すこやか共生館において、議長及び教育民生常任委員により、「那珂川町の未来を考える会」からの要望に応じて、「馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願に係る議会決議」の説明会を開催しました。

説明会では、議会決議に対する理解を得ることはできませんでしたが、未来を考える会から提出されている、「請願書の願意と異なる決議がなされたことについて」の陳情については、議長預かりとしましたが、その対応については、議会運営委員会で協議することといたしました。

次に、6月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況については、お手元に配付してある資料のとおりであります。その概要について報告いたします。

6月29日から7月5日までの間に、各常任委員会において、所管事務調査を実施しました。

議会広報特別委員会については、議会だより第48号の編集のため、3回開催しましたほか、7月10日、11日には、議会広報紙の編集、発行に関する研修のため、宮城県涌谷町議会、並びに福島県石川町議会を訪問しました。

議会改革特別委員会及び小委員会については、議会報告会等の協議のため5回開催いたしました。

最後になりますが、11月には5年目を迎える議会報告会の開催を予定しています。町民の皆様におかれましては、ぜひご参加をいただき、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

日程等、詳細につきましては、後日お知らせいたします。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（塚田秀知君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回定例会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

去る9月1日は防災の日でありました。この日は、皆さんもご承知のとおり、大正12年に関東大震災が起きた日であり、災害への備えを忘れないようにとの戒めを込めて定められたものであります。

これからの季節は、台風や大雨による風水害、土砂災害などに対する備えが必要になってくる時期に入っております。町民の皆様におかれましても、常日ごろからの防災意識の涵養が非常に大切で、まずは、災害から命を守るために、一人一人が自分の身は自分で守ること、そして、地域の助け合い、支え合いが大切であることを再度認識いただきますようお願いいたします。

それでは、6月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。詳細は、お手元に配付した報告のとおりですが、主なものを申し上げます。

6月18日、（仮称）新那珂川橋にかわる新たな橋の整備及び関連道路網の整備促進を目的として設立されたものであります。新たな架橋につきましては、住民の安全・安心を確保するために、ぜひとも必要なものであるため、今後も本協議会と連携を図りながら、強力に要望活動等を実施してまいります。

本会は、新那珂川橋にかわる新たな橋の整備及び関連道路網の整備促進を目的として設立されたものであります。新たな架橋につきましては、住民の安全・安心を確保するために、ぜひとも必要なものであるため、今後も本協議会と連携を図りながら、強力に要望活動等を実施してまいります。

6月24日、久那瀬農産物直売所30周年記念式典が開催されました。久那瀬農産物直売所は、昭和62年4月の開所以来、30年間、県内の先駆的直売所として、地域農産物販売振興に寄与されてきました。平成2年度には、県内で初めて販売金額が1億円を超え話題となりました。今後も、農産物の振興と、更なる地域活性化のため、益々の発展を期待するものであります。

7月2日、南那須地区総合水防訓練が大桶運動公園を会場に、また、8月27日には、栃木県大田原市総合防災訓練が中田原工業団地を会場に行われ、それぞれに参加してまいりました。住民の防災意識の高揚と技能の向上を図るとともに、広域的な災害発生時のさまざまな被害への対応を検証する、実践的かつ効果的な訓練でありました。

ことしも、7月10日から19日まで、姉妹都市であるアメリカホースヘッズ村から、親善訪問団9名が訪れました。ホームステイや学校の授業参観、施設訪問等の交流を通しながら、

互いの文化や生活習慣を理解し、豊かな国際感覚の醸成と、姉妹都市としての友好を深めた交流となりました。

7月30日、片根地区に見守り隊が結成され、発足式に出席いたしました。片根地区見守り隊は、大山田上郷見守り隊、大那地見守り隊に次いで、町内において3カ所目の結成となり、この見守り隊の結成が他の地域にも広がり、町内全域で結成されることを望んでおります。

8月11日、昨年度まで観光協会主催で行われていた鮎とマスのつかみ取りが、今年度は、「那珂川の鮎を活用した内水面活性化及び地域活性協議会」の主催によりまして事業が実施されました。子供から大人まで多くの皆様が参加され、夏の楽しい思い出がくれたのではと感じました。今後もこの事業が継続されることを期待しております。

8月16日、夢まつり実行委員会主催により、那珂川町夢まつりが開催され、南町小公園では盆踊りコンテストや抽選会が行われました。また、武茂川の河川敷では花火大会が行われ、あいにくの雨の中でしたが、町内外から多くの方々においでいただきました。

8月18日、那須町を会場に、那須・南那須地区ブロック別市町村長会議が開催されました。県知事が出席し、それぞれの市町の政策課題について、意見交換がありました。那珂川町からは、捕獲野生獣の処理と獣肉の活用について要望をしたところであります。

8月19日、第1回ゆりがねの湯感謝祭が行われました。家族をテーマとして、指定管理者の主催により開催されたもので、当日は、お子様からご高齢の方々が、世代を超えてさまざまな催し物を楽しんでおられました。また、小口農産物直売所や町社会福祉協議会など、多くの団体の協力で、地元の野菜や天然鮎の塩焼き、手づくりまんじゅうなどの販売などでにぎわいを見せ、地域活性化にも寄与されたものであります。

8月22日、県公館において、県政策懇談会が開催され出席いたしました。懇談の内容は、本物の出会い栃木DESTINATIONキャンペーンについて、とちぎ技能五輪・アビリンピック2017の開催について、水防災意識社会再構築の取組についてであり、県からの報告の後、意見交換を行いました。

8月23日、国土交通省に地方整備に係る財源確保に関する要望活動を行ってまいりました。

8月30日、交通事故抑止対策町民のつどいが開催されました。今月の21日から30日までの10日間、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されますので、よろしく願いいたします。

9月4日、共生館を会場として、那珂川町生活支援推進協議会を開催しました。本協議会は、地域包括ケアシステムの構築を目的として、南那須医師会を初め、町内の介護事業者、行政区、ボランティア代表等が構成団体となり、地域関係者で定期的な情報の共有と連携の

強化を図るために、今年度設立されたものであります。

以上、主なもののみ述べましたが、詳細につきましては、配付した資料をごらんいただきますようお願いいたしまして、行政報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（塚田秀知君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 森 富 夫 君

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問を許可いたします。

5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番（大森富夫君） 改めまして、おはようございます。5番、大森富夫です。

質問通告どおり、3項目にわたり町長に質問いたします。

町政の発展、すなわち町民生活のよりよい環境づくり、住んでいてよかったと、住みたい町と思えるまちづくりのためになる有意義な答弁を期待するものです。

質問に入る前に、一言申し上げたいというふうに思います。

5度にわたる日本上空を通過させたミサイル発射と、原子爆弾製造を計画していると思われる6回目の核実験を行った北朝鮮の行動に強く抗議をしたいと思います。今後このような行動はやめるべきだと、世界と日本の平和と安全、そして那珂川町民の平和と安全を脅かすものとして決して許されるものではありません。北朝鮮に対し、強く抗議を行うと同時に、日本政府には国際社会の平和と安全を守るために、関係各国と緊密な連携をとり、冷静なそして効果的な圧力を強めて、対話による外交的手段を通じ、無謀な挑発的行動を断念せざるを得ないこととなるような行動を求めたいと思います。

このことを表明しまして、通告しておきました3項目、1つは、産業廃棄物最終処分場への放射能汚染廃棄物搬入について、2つ、「創生なかがわ」の取り組みについて、3つ、太

陽光発電施設についての、この3項目に順次、質問いたします。納得のいく、明瞭な答弁を求めたいと思います。さらに踏み込んだ答弁を求めることにつきましては、再質問をいたします。

第1の産業廃棄物最終処分場への放射能汚染廃棄物搬入について伺います。

この問題は言うまでもなく、いわゆる平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力福島第1原子力発電所事故により放出された放射性汚染物質の汚染物質のことで、環境省の言っている人体にほとんど影響のないという1キログラム当たり8,000ベクレル以下の放射性汚染廃棄物のことであります。環境省の言っている、いわゆる人体に影響のないということを受けないという人はほとんどいないというふうに思います。私はそういうふうに思います。

なぜ、8,000ベクレルが基準なのかと。性別や年齢の違いに影響の違いというものがあるわけでありまして、どのような影響がないというような根拠になるデータというものがあるのかどうか。こういった、科学的根拠はどのようなものなのかというのを、現在のところ私は承知をしておりません。

栃木県で県営の最初の唯一の産業廃棄物産業処分場、馬頭処分場が決まり、建設手法もPFI方式で建設、さらにSPCの民間管理会社に任せるとしてあります。ここには、町や関係行政区や住民が安心・安全のために、どのようにかかわっていけるのかということが、極めて不明瞭になっています。万が一、地下水汚染が発生したり、有害廃棄物処理の不手際の発生が起こったりした場合にどうなるのかと、常にこのようなことを心配していなければなりません。

私はそのようなことから、実害と風評被害が起きないために、当初から一貫して産業廃棄物最終処分場建設に絶対反対をしてきました。県に、現在でも馬頭処分場建設中止を求めたいと思います。さらに今日では、東京電力福島第1原子力発電所事故由来の放射性物質汚染廃棄物の処理が浮上してきているわけでありまして。そこで、馬頭処分場とそのことに関連して、以下、町長の見解を伺いたいと思います。

1つは、北沢地区の不法投棄現場と、不法投棄物の放射線測定というものは、現在どのようになっているのかということでもあります。

2つ目は、前議会、6月議会の6月8日に、最終日におきまして、放射性物質に汚染された廃棄物搬入反対決議がなされました。この決議文は、明確に、県と十分な協議、連携のもと、馬頭処分場に放射性物質に汚染された廃棄物を搬入させない対策を講じるべきであると、

議員全員の賛成で決議をし、那珂川町議会の意思として表明しているわけであります。町長は、この決議に対しどのような見解を持ち、今後、県に対してどのような対応をしていくのか伺います。

3点目は、町長に放射性汚染廃棄物搬入問題が浮上してきている現在、8,000ベクレル以下に下がった指定廃棄物、これはもちろん、放射性汚染廃棄物の搬入の反対立場に立つべきというふうに私は考えるんですけども、町長はどのような見解を持っているか伺うわけであります。

指定廃棄物の最終処分場建設予定地が、塩谷町に1カ所予定されていることが公表されております。以来、塩谷町の町長初め、塩谷町民の圧倒的な反対にあって、処分場建設は進んでいないということは周知のとおりであります。この間、指定廃棄物は8,000ベクレルの基準値以下に下がった量が相当量に上るとみられますが、県が産業廃棄物最終処分場を馬頭処分場として推進している現在、那珂川町長もそれに協力していることを考えると、8,000ベクレル以下に下がったという理由で、一般の産業廃棄物として、馬頭処分場に搬入されてしまうことにはなりはしないかと、非常に心配しているわけであります。

この点では、馬頭処分場の関係での馬頭の出張所の方に伺ったところ、そう簡単に一旦指定されたものについては、8,000ベクレル以下に下がっても、そうやすやすとほかに移すようなことはそれはできないんだと、こういう答えを聞いているので、この点ではその答えのとおりだということならば、塩谷町に持っていこうとしているものが、8,000ベクレル以下に下がったとしても、そういうことで馬頭処分場には運び込まれないということになるんだけれども、そういう点で町長も以前の言明におきましては、一旦指定された廃棄物については、これは拒否しますということ、そういう答弁を得ているわけですけども、改めて、この点で町長の見解を伺っておきたいというふうに思います。

以上、1点目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 大森議員の産業廃棄物最終処分場への放射能汚染廃棄物搬入についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、北沢地区の不法投棄現場と、不法投棄物の放射線量の測定についてですが、放射線量の測定は行っていないと聞いております。なお、北沢地区不法投棄現場周辺においては、鉛、ベンゼンなどの有害物質を含む項目について、モニタリング調査を継続して実施

しておりますが、周辺環境への影響は確認されておられません。また、現状における変化はありません。

次に、2点目、搬入反対決議に対しての対応についてですが、議会での決議については真摯に受けとめており、決議の趣旨を踏まえて、今後、県と協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目、放射性汚染廃棄物の搬入についてですが、指定廃棄物関連ということですが、議員ご指摘のとおり、私は県におきましても、環境省から副大臣、あるいは大臣がいらっしゃったときにも一貫して、6年経年をして放射線量が下がった廃棄物、これを早く処理したい、こういうお話がございました。しかしながら、一旦、指定廃棄物として指定したものは、最後まで国が責任をもって処分すべき、この立場は一貫して崩しておりません。

したがって、当然、馬頭の処分場に入ってくるはずはございませんし、もしこれを入れたいと言われた場合は、絶対入れない、こういう立場を貫きたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 1番の問題でありますけれども、この放射性濃度、このことをきちんと測って、これは処理していかなければならないという。不法投棄物でありますけれども、このように現在、地表におきましても、地下の汚染物質についても測っていないという答弁でありますから、これはきちんと測るべきだというふうに思います。

住民の安全のために、ぜひこの点で町長のほうから改めてこのことを約束をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご質問につきまして、北沢地区の不法投棄物、これを特定しては測っていない、このようにお伺いしております。ただ、原発事故以来、町内をメッシュ、いわゆる方眼状態に各地の土壌の放射線量を測った記録はあると思います。それによりまして、あの地域がどの程度のレベルかというのはわかると思います。ただ、議員ご指摘のように、当然測っていかなければならない。ただ、処分が始まって、いわゆる北沢の不法投棄物を一番先に処分場で処理する、このような場合には、必ず放射線量を入り口で測る、このようなことになっておりますので、そこでは間違いなく測られる、このように考えており

ます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） そうすると、放射能度の計測値というのが、大山田下郷にあります木材運ぶときに、その木材についている放射能測定器が備えられておりますように、この処分場にもそういった放射能計測器を備えつけるということがわかったわけでありましてけれども、そうしますと、北沢の不法投棄物、現在は測っていないわけですから、地表においても、あるいは地下の不法投棄物におきましても、その放射能がついてたり溜まっているかもしれないわけですね。これは予測されるわけです。現在測っていないからそれがわかりません。

でありますと、放射能のついてる分、今、那須町とか他町では除染作業をしているわけですが、より分けるわけですね。そうすると、この不法投棄物については、そのより分けたものについて、どういうふうな扱いになるのか、より分けたやつ、放射能がついてるものと、ついていないものが出てくるわけですね。そうすると、どういうふうな処分の仕方になるのですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） おっしゃる意味、私が完全に理解したかどうか、ちょっとわからないんですけども、例えば、那須町あるいは那須塩原市で除染したものの、除染した表土を一時的に仮保管してある、こういうものと、北沢のもので放射能がついていた、これをどういう扱いにするかというお話ですか。

北沢でもし出た場合、もしそういう測定で出たら、当然それなりの処理がされる、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） それなりというその内容が分かりませんが、8,000ベクレル以下だと、一般的には指定されていなければ処分場に処分していいということなんですね。

そうすると、結局、今指定されていないわけですから、馬頭処分場で処分するということになるのではないですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それは、北沢の不法投棄物に関してですね。

北沢の不法投棄物に関しましても、当然、先ほど申し上げましたように、放射線量は搬入

時期に必ず測る、その中で8,000ベクレル以下のものをどうするか、それを、これから私も、県と協議をいたしまして、どのレベルまでを馬頭処分場に入れられるか、それを議会からのご指摘もありましたけれども、それをこれから協議して、そのレベルを決める、そういうことでございます。ですから、決めたレベル以上のもの、これは入れるわけにはいかない、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 結局、これからの安全協定の中で基準値をどうするかという重大な問題が出てくるわけですね。それは、運び込まれる一般の産業廃棄物と同時に、その不法投棄物の問題も同じなことです。基準値をどうするかということが、町長の数的なものは明言されませんが、この点では、住民の実害、もちろん実害がないように、同時に風評被害が起きないように、そういう基準値設定を十分に検討していただきたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、町長はこの決議については、真摯に受けとめて、その対応をしていきたいということですが、私は、町長のそういうことありますから、当然決議を背景にして、当然、もう搬入反対ということは明確なんです。この町民世論を背景にするということは町長の力強いというふうに思うんです。町民、この世論というものを分断することなく、塩谷町のように、この指定廃棄物の処分場建設ということでは、町長を先頭に、絶対に尚仁沢の近くにはつくらせないということで、国の要望というものは、実現はしていないようになっているわけですが、当町におきましても、ぜひ町民一丸となって、町長が先頭に立って、県に対してこれから知事と会談する機会も多かろうと思いますけれども、その都度、馬頭処分場には放射性汚染廃棄物は持ち込ませない、このことの要望を常に出していきながら、要求しながら、明確な知事の放射性汚染廃棄物は馬頭処分場には持ち込ませないという明確な答弁を、町長の立場からぜひ引き出してほしいと思います。

その点では、基準値の設定というのが、非常に重要なことになっておりますけれども、現在もそれは明確な基準値の数字は出てこないのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 県と協議してまいります。ただ、県も、知事が当町にお見えになったとき、平成27年2月9日には、来場者の方々の質問にお答えして、基本的に放射性物質に汚染された廃棄物はいれないと考えていますが、自然界にも存在することから、町と十分に協

議しながらレベルを決めていきたい、このように、お答えをしております。

私もそのお答えを支持して、当然、町と県と十分な協議をして決めてまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひ、住民の町民のこの生活、守っていくためにも、自然環境を守っていくためにも、放射性汚染廃棄物の取り扱いというものを十分に検討して、基準値も日本一安心できる基準値、世界一といってもいい、もう本当にモデルとなる処分場と言っているわけですから、放射性汚染廃棄物につきましても、モデルとなるような、そういう設定値をぜひ十分検討していただきたいように思います。

2点目に移ります。創生なかがわの取り組みについて伺います。

創生なかがわは株式会社でありながら、町民の血税400万円が出資されております。出資する際に町長は、町の活性化の切り札になるということも弁明したことを記憶しております。経営理念や目的からして、これまでの株式会社とは違ったものであるということはわかります。資本金1,500万円のうち、400万円ですから、小規模の第3セクターといってもよいと思います。町活性化の起爆剤の一つ、ぜひ町長の言うようになってほしいというふうに思うんです。

そこで、以下の点について伺います。

1つは、設立から半年になります。活動の実態がなかなか見えてこないのでありますけれども、現在どのような取り組みになっているのか伺います。

2点目は、設立までの会社の事業の1つに、いわゆる竹取物語という事業があったことを覚えております。当時、産業建設常任委員会で、私も入っていました常任委員会で、竹の処分について、有効な取り組みをしている町に視察をしてきたことがありました。タイミングよく事業の一つに入っていることなので、ぜひ実現してほしいものでありました。施設整備や機械装備、人材確保、製品開発、残渣処理など、一つの事業を開始するには、課題が山積するわけでありまして。町内には荒れた農地や河川敷、この屋敷の中にも真竹や孟宗竹が生え放題であります。今後、人口減少が進み、高齢者が多くなるばかりであります。竹の始末ができなくなっているということを考えると、ぜひこの取り組みは実現すべきだというふうに思います。現在どのような取り組みになっているのか伺います。

3点目は、会社は議会にいろいろな報告の義務はないわけでありましてけれども、町が出資

している以上、年間の取り組み内容と収支報告等につきましては、議会への報告を求めたいというふうに思います。この点で町長の所見を伺います。

以上、3点です。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 創成なかがわの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、現在の取り組み状況についてですが、会社設立時に策定しました創生なかがわ株式会社設立計画の基本方針に沿って、事業計画に取り組むこととなっております。初年度の基本方針は、開業初年度として、計画と実績を比較しながら、経営ノウハウを習得し、企業としての基礎づくりを行うとしております。

事業計画としては、人材の採用、備品、消耗品の購入など、会社としての準備を初めとしまして、事業推進に向けて関係団体との調整、PR、販売促進の企画、立案、品ぞろえの充実、及び特産品の開発、推進などを実施することとしております。その中で、町内外の事業者や町と連携を図りながら、各事業を推進することとなっております。

具体的には、那珂川町ブランドカタログギフト企画商品開発事業として、那珂川町の地域資源商品のインターネット販売用のホームページを立ち上げ、販売を開始しました。また、首都圏における各種イベントに積極的に参加し、物販等を通じ、直接、消費者に対して、会社及び事業内容などについてPRするとともに、町の紹介やイベント等の周知を行うこととしております。

次に、ディスカバリーなかがわ事業のうち、バイオマス施設等見学ツアーにつきましては、那珂川町地域資源再生エネ施設等視察受入団体連絡会より事業の引き継ぎを受け、町内施設の視察受け入れを実施しております。里山自然文化体験ツアーについては、町内の自然体験を中心としたツアーを旅行業者と連携しながら企画をいたしております。次に、ふるさと納税支援事業として、八溝ししまるの返礼品を扱うこととしたほか、新たな商品開発を行うこととしております。

今後も引き続き、各事業に取り組んでいただくとともに、町を初め、会社、事業内容等の認知度をさらに向上させていく必要がありますので、町担当課や地域おこし協力隊と連携しながら、特に首都圏に向けた周知活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目、竹取物語事業についてですが、現在、当初計画の事業計画を見直しながら、商品開発を進めると聞いており、販売には至っていない現状にあります。

次に、3点目、年間の取り組み内容と収支報告の議会への報告についてですが、創生なか
がわ株式会社は、9月末で決算となりますので、決算報告を受けた後、所管であります総務
企画常任委員会において報告したいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 1点目でありますけれども、設立から半年ということですから、まだ
まだ実績というものは上がらないのではないかというふうに思いますけれども、この取り組
みごとの金額や、あるいは件数など、これは集計、現在されているのではないかと思いま
すけれども、これもその常任委員会にまとめて報告されるのかどうか伺います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 現在、途中経過として、町にそういった詳細内容については
報告がございませんので、最終的な決算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、9
月末に決算がまとまり、その後に町に報告になります。その内容について、先ほどお答えし
ましたように、所管であります総務企画常任委員会で報告をしたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひ、それまでの報告までの間に、急激な実績をつくるというわけに
はいかないとは思いますが、できる限り努力をして、町の援助もあろうかと思いま
すので、ぜひ、順風満帆というわけにはいかないとは思いますが、成功できるような援
助をぜひお願いしたいというふうに思います。

2番目の竹取物語でありますけれども、自分のうちのことを言っただけなんですけれども、
うちも竹が多くて、始末にならないですよ。どうしようもないんですね。何反歩か竹林があ
って、この処理がどうしようかと。ちょうど常任委員会の視察も、そういうこともあって非
常にどういふものだろうかと興味津々で行って、機械だの、どういふ製品をつくって、ど
のように活用しているかということを読んできたんですけれども、そういうところに竹取物
語というのが入っていたものですから、ぜひこれはやってもらいたいなど、個人的にも思っ
たものなんです。

当町には、森林組合はきちんとあると。あるいは新たな請負業者とか、そういうそのもの

をつくって雇用創出のために、新規の事業を開始するという、こういった場合に、創生なかがわと町がある程度、金は出資して、機械の購入とか、外の機械になりますから、あるいは機械を置く小屋とか人材も確保、シルバー人材の活用というのもありますけれども、そういう点で、ぜひ、本当に竹取物語なんですね。実現をしていただきたいなと思いますけれども、これ、どうでしょうか。見解、伺いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま竹の活用について、竹取物語という言葉でご提言をいただきました。大森議員もご存じのように、竹というのは、真ん中が空洞で、同じ容積、軽トラック1台だとすれば、実際に使えるいわゆる材、竹の粉、あるいはチップの量というのは、材木に比べると非常に少なくなってしまう、このように考えております。

今、材木につきましては、木の駅プロジェクトといいまして、バイオ発電等の燃料に使われております。しかしながら、これも材木の価格だけでは運営できない。そこに町の補助金、あるいは会社の補助金等も入って、それでやっと材料を出してくださっている方が何とかやっていただけ、こんな価格で取り引きされて、森の恵という通貨券で支払われております。竹についても、実際はもっと大変ではないか、このように考えております。ただ、竹というのは、空いている土地があればどこへでもはびこってしまう、非常に厄介な植物であります。これをいかに有効に使う、あるいはその後をきれいにするか、このためには行政としても本当に真剣に考えていかなければならない、このように考えております。

その中で、創生なかがわが率先してこの事業に取り組んでくださるということで、町としても、どこにどういってお金が必要か、これをしっかりと会社ともあるいは先進事例等も参考にさせていただき、支援をできる方策を構築してまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひ支援と、設備とか人材とか商品開発とか、今いろいろな課題がありますから、町の援助なしにはこの事業というのは取り組めないというふうに思うんですよね。ぜひ町長の言明のように、真剣に考えて、支援と構築ができるような、そういうことをぜひお願いしたいというふうに思います。

3点目は、後で総務常任委員会のほうに報告するという事なので、了解をいたしました。

3点目に移ります。

次に、太陽光発電施設について伺います。

再生可能エネルギーにはさまざまありますけれども、当町には太陽光発電以外には知りません。地下資源の枯渇、原子力発電の危険性などを考えると、今後ますます太陽光発電は重要になっていくのではないかと思います。

ただ、投資とその採算ということを考えると、本当に太陽光発電が本当に当初の値段と現在の値段とは半値以下になっているんじゃないかなというような感じもしますので、手放しで礼賛するというふうには、あらゆる方面からの検討ということをして、そういうわけにはいかないわけであります。

現在、国においては、太陽光発電について、規制というようなものはないというふうに言われております。そういうことを聞いたことがあるんですけども、したがって、県や各市町村が、まちづくりや景観、環境条例などによって対応しているというようです。

そこで、以下、当町における太陽光発電施設について見解を伺いたいというふうに思います。

現在、第1は町内におけるいわゆる開発、住宅ではないんですけども、減価償却資産ということでなんですけれども、町内における開発状況についてはどういうふうになっているのか、まず伺っておきたいというふうに思います。

2点目は、固定資産税などの町税収入というのは、これ、若干上がっているんじゃないかという感じもするわけなんですけれども、この点では、固定資産税一般で計算されているということで、主に受け取ってしまうわけですので、中身の減価償却資産としての太陽光収税というのは、どういうふうになっているのか伺っておきたいというふうに思います。

3点目は、無秩序な開発状況になっているというふうに私は思うんです。山肌を削って、何だろうなと思って見ていると、太陽光発電施設が建っていると。あるいは、ゴルフ場が倒産して、その後、そういった事業を取り組む事業者が、その広大なゴルフ場敷地に太陽光発電施設をつくっているというようなことが目立つわけでありまして、そういう開発状況、一部見られるわけなんですけれども、あるいは個人的にも、荒地をそのままにしておくのはもったいないからということで、農地の雑種地化をして、手入れをして、太陽光発電施設にかえるというようなことがあります。

あるいは、住所は東京都あるいは神奈川県だとかというような住所を持ちながら、株式会社が当町の各地の個人の土地を買ったり借りたりして、太陽光発電施設をつくっていると。このようなことが、毎月、私も農業委員もやっておりますので、毎月出てくるわけです。そういうそのところに、行政は何ら関与していないというのが、この町の実態ですね。

そうしますと、そういう状況を見ると、今後の太陽光発電施設の設置ということを考えてみた場合に、条例によって町が、町自身が条例によって環境保全、あるいは地域住民の皆さんとの共生、そういう主なことを考えてみましても、当町独自の条例をつくる必要があるのではないかというふうに思うんです。

この点で町長の見解を伺っておきたいと思います。

あと4点目、現在、太陽光発電施設は主に更新時期は20年後ということが出ております。ただ、私、税務課でちょっと勉強させてもらったわけですが、この償却資産としての太陽光発電施設は17年で終わると。ただ、ゼロになるのではなくて、5%、100分の5については、これは納税する義務があるということなんですけれども、そういうことで、20年後という見た場合には、地域の数十社は、残る3年間、17年間で償却資産として終わるんですけども、その契約は20年だとすると、3年間はそれは本当に黒字にはなるのではないかというふうに思いますけれども、こういうことと、大体20年契約で、固定資産償却資産としては17年だけども、実際には果たして17年もつかどうか、20年どころではない、17年もつかどうかと言われることもありますし、例えば100万円を投資して、回収するには7年間かかるというわけですね。

約半分の年月が経たないと回収できないと。高齢者が荒れた土地をこのままにしておくというよりも、太陽光発電施設で売電したほうが、収入があると。年金プラスそういうこともなるからということで、取り組むような人もいるかと思うんですけれども、あるいは、先ほど申し上げました東京とか神奈川とか、そういう所在地の会社が、土地を借りたり買収したりしてつくっているというのが、実際あるわけですね。そういう会社が、倒産したり、あるいは経営が行き詰まったりして、全然こっちの太陽光発電施設のところまで管理が回らないというような状況も今後出てくるかというふうに思うんです。

現在でも太陽光発電施設の周りは草だらけだと、草の始末もできないと。今まで堤防は地域住民の皆さんがきれいに草刈りをして管理をしていた。ところが、その堤防のそばに太陽光発電施設ができたという、そういう影響ですね、その堤防の草刈りもしないと、堤防斜面とか車道のところも草だらけになっちゃっているというのが現実あるわけですね。そういうことを見た場合に、20年後どうするのかということが出てくるわけです。更新時期を見据えて、対応策については真剣に町は考えていかなければならないと思いますけれども、この点で伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 太陽光発電施設についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、町内における開発状況についてですが、1ヘクタール以上の大規模な開発案件につきましては、町の土地利用に関する事前指導要綱に基づき、事前協議終了後、関係法令に基づく手続を開始することとしており、該当する案件は、東戸田地区で1件、小砂地区で1件になります。また、5ヘクタール以上の大規模な開発案件につきましては、県の土地利用に関する事前指導要綱に基づき、事前協議が必要であり、該当する案件は、片平地区で1件になります。

そのほか、ゴルフ場跡地で、大規模な太陽光発電施設を整備した案件は3件になります。一方で、1ヘクタール未満の小規模な開発案件は平成26年度から28年度までの3年間で、森林法に基づく届け出件数は7件であり、また、農地転用許可件数は48件ありました。また、関係法令の手続を必要としない、雑地、宅地及び森林法上の届け出が必要のない山林等において、町では明確な開発件数は把握しておりませんが、現地の状況から、増加傾向にあると考えております。

次に、3点目、条例による規制についてですが、現在のところ、太陽光発電施設設置に係る開発に対する条例の制定は考えておりません。しかし、一部の開発地域において、降雨時に土砂が流出するなど、周辺環境へ影響が出ているケースがあり、施設の適正な管理が必要であると考えております。今年度は、栃木県と県内市町が協力し、太陽光発電設備に係る安全パトロールを行い、設備の安全性が確保できないと判断されるものについて、国へ情報提供や指導要請を行うこととしております。

今後も引き続き、太陽光発電設備の適正な管理については、栃木県や周辺自治体と連携し、地域住民の不安の払拭や安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） ご質問の2点目、税収への影響についてですが、太陽光発電施設はソーラーパネルを設置する場合、固定資産税の償却資産として、課税対象となり、町税は増収となっております。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長補佐。

○生活環境課長補佐（薄井 亮君） 次に、4点目、更新時期を見据えた対応策についてですが、環境省では、平成28年3月に太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定しております。本県におきましても、このガイドラインを活用するためのマニュアルを作成する予定となっております。町としましては、これらにより適正処理に向け、適

切な対応ができるように周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 開発状況でありますけれども、大規模とかゴルフ場跡地とか、そういう点では、環境省の管理といたしますか、そういうところではそんなにひどいというようなことにはならないのではないかと。倒産ということになったらまた別ですけれども、管理というのは行き届いたものになるのではないかと思いますけれども、ここで疑念を持ちますのは、現在、転用申請が48件ありますけれども、全てが太陽光発電施設というふうにはならないと思います。

この開発状況を本当に町が今、条例などは考えていないということ、答弁になりましたけれども、それではさっき申し上げましたような形で、太陽光発電施設は野放しになるというようなことになってしまうのではないかとというふうに思いますけれども、これは、資本金とか条件が整わないところではとても取り組めないということもありますけれども、町内においては、それでもこの転用件数だけ見てみましても、現在でも48件も出ているということから見ましても、町の自然景観はどうなんだ、あるいは地域住民との関係はどうなんだと、こういう問題というのは、今後ますます出てくるんじゃないかというふうに思うんです。

ぜひそのマニュアルは環境省で出すというようなことも話されましたけれども、ぜひ、当町は当町のこの独特の町内状況があるわけですね。ですから、町長が一番、状況をよくわかっているわけですから、その町の状況に合った条例の制定というものを考えるべきだと思いますけれども、1番と3番、関連した形で質問となりますけれども、答弁をお願いしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） ご質問の1点目と3点目に絡む問題かと捉えておりますが、先ほどの4点目の関係で、国のほうにガイドラインが示されているというふうにお答えしましたが、県におきまして、このガイドライン、大きな大枠ですので、それを受けた栃木県独自の指導指針を本年度中に策定する予定と聞いております、県のほうにおいてですね。そちらに基づいて、各市町の対応が出てくると思いますので、そちらを見据えながらこうして取り組んでいきたいと考えております。

また、本年6月には、各市町間の連絡を調整するため、連絡会議というものが立ち上がりました。そちらの中で、各市町の情報交換も行いながら、今後の対応についてさらに研究を

してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひ、町の独特の景観ありますし、自然豊かなところでありましてそこに、虫食いの的に太陽光発電施設が、しかも町外から、東京とか神奈川とか、そういう遠いところの人がつくるといふような、そういうものについて、町が全然関与しないでいくということには、果たして更新時期など、あるいは中途での倒産といふような、そういう事態も考えられるわけでありましてけれども、ぜひ、環境省あるいは栃木県の今年中に作成するといふ条例、あるいはマニュアル、こういうものをぜひ十分、町に合ったものを検討していただきまして、作成できるようなものに持って行っていただきたいといふふうに思います。

2点目の固定資産税の町税収入等でありまして、この点で、総額の固定資産税といふのは、今回の決算の中で出てくるんだと思っておりますけれども、関係課におきましては、それは把握されていると思っておりますので、固定資産税の中の償却資産としての太陽光発電施設での税収、これは何%で、実際の金額はどのようなものになっているのかということ、わかればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 平成29年度の予算ベースで申し上げたいと思っておりますけれども、固定資産税全体が約10億8,000万円、その中で償却資産としまして、太陽光の施設の占める部分が約1億5,000万円と試算しているところであります。パーセンテージで申し上げますと、全体の固定資産税の中の約14%を占めることとなっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 大変なこの太陽光発電施設の整備ということで、当町においては、税収増になっているわけなんですけれども、そのいいということばかりではなくて、やはり環境問題、住民生活との関係といふようなことで考えてみますと、手放しで礼賛するといふふうにはいかないということから、私は、問題提起と条例も特にですけれども、対応策につきまして質問させていただきました。

最後に、先ほどさまざまな問題点、これから半年、半年もないですか、今年じゅうに県が

作成されるというマニュアル等、ぜひ研究していただきまして、住民と共生できるような太陽光発電施設、これをそのように持って行っていただきたいなということを思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 鈴 木 繁 君

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君の質問を許可します。

1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 1番、鈴木 繁です。

通告書にしたがいまして、質問を進めていきたいと思えます。

この議場も、新庁舎移転に伴い、今回、最後の一般質問になる予定ですので、今までお世話になりましたこの場所に感謝の気持ちを込めて、しっかりと質問をしていきたいと思えます。今回は、大きく分けて3項目に対して、執行部に質問をしていきたいと思えます。

1項目めの質問は、地域防災対策についてであります。

近年、異常気象による豪雨被害が全国各地で起きている中で、住民の生命と安全を守るため、地域防災は重要な役割であります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目、町は屋外拡声装置の位置づけはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2点目、小川地区では平成20年まで防災無線を使用していました。以降、屋外拡声装置に

統一をされましたが、その理由をお伺いをいたします。

3点目、現在、屋外拡声装置は聞こえにくいという住民の声が多いのですが、町は把握しているのか、その点についてお伺いをいたします。

4点目、これは記憶に新しいのですが、先月の29日早朝に、北朝鮮が太平洋上に向けて弾道ミサイルを発射したときに、全国瞬時警報システム、通称Jアラートというのが作動して警報を当町にも発しました。そこで、国が行っている全国瞬時警報システム、通称Jアラートはどういうものなのか、お伺いをいたします。

5点目、緊急時に住民への情報伝達をする独自のシステムは当町にあるのか、お伺いをいたします。

最後の6点目、屋外拡声装置が聞こえにくい地域もあるので、町内全戸に音声告知機を無料配布してはいかがか、その点について、以上6点について最初にお伺いをします。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 地域防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、屋外拡声装置の位置づけについてですが、屋外拡声装置はケーブルテレビ加入者宅設置の音声告知受信端末にサービスを行っている音声告知放送を、既設のケーブルテレビ網を利用して、屋外にも放送できるよう設置したものであります。これは、サイレン、並びに音声により、お知らせをするシステムとなっております。また、火災放送のほかにも、台風や水害、土砂災害などの特別警報や、震度4以上が予想されたときの緊急地震速報、それと、各種行事等のお知らせなどにも活用をしているところです。

次に2点目、屋外拡声装置に統一された理由についてですが、小川地区は、防災行政無線を、平成3年から運用を始めました。設置により相当年数が経過し老朽化したため、町内全域を対象としたケーブルテレビのケーブル網を利用した屋外拡声装置を、町内に41基設置し、平成24年2月から運用を始めております。

次に3点目、屋外拡声装置は聞こえにくいという実態についてですが、あくまで屋外のスピーカーであり、気象状況により聞こえづらくなってしまふことや、音の特性上で遠くになれば小さい音となり、聞こえづらい地域が発生していることは認識をしております。また、屋内にいる場合にも同様に、聞こえづらい現象が起きているのも事実でございます。町政懇談会等においてもそのようなご意見をいただいております。これは、現在の告知システム以前の旧防災行政無線のときにも、そのようなご意見をいただいているところです。

次に4点目、先ほど議員から、北朝鮮のJアラート警報の関係がありましたけれども、全国瞬時警報システムについては、通称Jアラートと呼ばれておりますが、対処に時間的な余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等について、情報を国から住民まで直接瞬時に伝達することができる点が最大の特徴となっております。この所管は、総務省消防庁のほうで所管をしております、それぞれそちらのほうから全国の各自治体に瞬時警報が発信されるというようなシステムになっているところでございます。

那珂川町においては、平成22年に整備をいたしまして、23年4月より運用を開始しております。屋内の音声告知放送や、屋外拡声装置に連動させて、サイレンや放送によって、住民へ緊急情報を伝達することとなっております。

次に5点目、緊急時の独自の情報伝達システムについてですが、町ではNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクと提携して、緊急速報メールを発信することが可能となっております。通常、エリアメールといっているものです。これは、避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報などの生命にかかわる緊急性の高い情報を、特定のエリアの対応端末に配信するものであります。また、広報7月号でもお知らせをいたしましたが、スマートフォン対応の「なかナビ」というのをケーブルテレビにおいて設定しております。そこにおいても、緊急情報としてお知らせをしているところです。

同様に、国においても、河川洪水情報、火山噴火警報などの緊急速報メールを活用したプッシュ型配信も実施されており、県においても、昨日新聞にありましたとおり、現在同様のシステムの導入を検討しているところです。また、個人での登録が必要となってきますが、栃木県の防災メール、県東地区消防指令センター、大田原にあります、そちらの火災情報メールなどがあります。町内全域での緊急時には、消防車両による広報活動も行うこととなっております。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） ご質問の6点目、町内全戸への音声告知機の無料配布についてですが、現在ケーブルテレビにおける音声告知放送は、ケーブルテレビ加入者への基本サービスとして、加入者宅へ音声告知機を設置することで、行政情報等の提供を行っているところです。議員ご指摘のように、家の中にいながら聞くことができる音声告知放送は、災害時の情報伝達としては有効な手段の一つであると認識しておりますが、音声告知機を全戸へ無料配布とするとなると、危機を設置するためのケーブル工事や、未加入者宅への引き込み工事等に多額の経費がかかるため、財政負担も大きなものになると考えられます。

ケーブルテレビ施設は、今後、幹線を含めた施設の更新も検討していかなければならない時期が来ておりますので、これらの更新計画や財政負担、町の災害対策の根幹となる那珂川町防災計画の中での音声告知放送の位置づけなどを踏まえ、全戸への音声告知機の設置についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） それでは、今までの答弁の中で何か所か再質問させていただきたいと思えます。

まず1点目の位置づけについては、気象情報の伝達、地震情報の伝達、町の行事等の伝達に屋外拡声装置が使われている。その件については了解をいたしました。

2点目の、防災無線から屋外拡声装置に移転された理由、現在、那珂川町に41基の屋外拡声装置があると、今答弁の中でお話がありました。これは、私も調べたら多分、馬頭地区に25基、小川地区16基、計41基だと思うんですけども、これ以前に防災無線から屋外拡声装置にかわった時点で、小川地区の16基というのは、これは変動はなかったのでしょうか。それについてちょっと一旦お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 小川地区の防災行政無線の当時の設置数は42基でありました。ただ、数が多過ぎたものですから、ハウリングとあと音の共鳴がありまして、逆に聞こえづらいいという点がありました。そういう面で、屋外拡声装置に統一する際に、設置業者に委託をしまして、その状況を、ハウリング等も含めて、それからどの程度の範囲まで聞こえるのかというのを調査をいただきまして、設置場所を検討して設置をしてきたところです。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 42基から現在の16基に、音的なハウリング等の事情により、16基になったと答弁がありました。ありがとうございます。

その中で、3項目めに移って重複するんですけども、3項目めの再質問に入りますけれども、町でも住民が屋外拡声装置について聞き取りにくい地域があるというのは十分に把握されていると、今、答弁がありました。それに対して、屋外拡声装置に平成24年から全統一されたわけですから、今、平成29年ですから、5年間です。私も町政懇談会の中にお伺いしたときに、住民から直接、やはりちょっと聞こえにくいんだよねとか言われているのを耳に

しております。町としては、現在この5年間、その聞こえにくいことに対して、どのような策を今まで講じてきたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 音声告知装置につきましては、緊急情報以外に行政情報もお知らせしているということで先ほど申し上げました。

聞こえづらいということについては、私どもも承知をしているところですが、そのシステムをどう変えるかという部分に対しては、ちょっと改善する方法がありませんので、逆に放送する立場ではっきりと聞こえるような言葉で放送するというところに心がけて放送をするようにしております。また、その言葉についても、表現によっては誤った捉え方をされる可能性もありますので、そういう部分についても十分注意をして放送をするようにしております。

私も町政懇談会に伺ったときに、何言ってるんだかわからないよ、もごもごしていてと言われたものですから、そういう部分については、注意をして放送できるようにしております。また、この放送につきましては、ケーブルテレビの放送局以外にも、各担当課でもその放送内容を放送しておりますし、緊急情報、火災情報については、那珂川消防署でもやっておりますので、同じような見地に立って聞きやすい放送に心がけているところです。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 確かに最近の屋外拡声装置の放送を聞きますと、以前に比べて間どりというんですか、声の間どりが早口ではなくて、ハウリングを考慮して放送しているなどというのは、ちょっと私も感じていたので、そういう策をとって町でもやっていたということで、改めて認識をいたしました。

それでは、4項目め、通称Jアラートについて、再質問をしたいと思います。

先ほど、Jアラートについて、緊急時の気象庁とか、これ多分、内閣官房による今回のミサイル等の緊急に対しての消防庁からの直接の送信ということで、ご答弁をいただきました。先月のお話あったように、29日にJアラートが早朝、鳴り響きました。当町では、私もびっくりしたんですけども、ニュースなんか見ると、これは北海道、東北地方、関東の一部にJアラートが発信されたということですが、北海道の一部でJアラートが鳴らなくて手動でJアラートのかわりに放送したということがありますけれども、Jアラートというのは定期的に点検みたいなものというのは、国と行政では行われているのでしょうか。

その点についてお聞きします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 原則、年1回、放送試験を実施しております。たまたま、本年は試験放送の際、那珂川町において通信ができなかったという事情がありました。そういう中で、通信機器等の見直しを行いまして、完全に正常に作動できるようになっております。今回、無事にJアラートの発信ができました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 今回、那珂川町もJアラートが作動したので、これ、いいっていうことにならないのにこしたことはないので、お願いします。

これ、8月2日の深夜に鳴ったのも、Jアラートでよろしいのですか。再質問で、8月2日の深夜2時ごろ、これは多分、緊急地震速報という形で、音声告知機から流れています。これは県からの防災のあれですか、それともやはり、Jアラートが作動したということで認識してよろしいのですか。

1点お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） すみません。Jアラートが発信したのかというのはちょっと確認をとれませんが、緊急地震速報の場合には、Jアラート以外にも発信する方法がございます。そちらからの発信かもしれませんが、確実にそういう発信ができる体制にはなっているということだけは、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） はい、了解しました。

多方面から住民に伝達をするということで、二重三重の策を講じているということで、住民にもやはり安心していただかなければいけないので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、5番目、緊急時に対しての情報伝達をする独自のシステムで、エリアメール、スマホの「なかナビ」、これは私も入れています、防災任意的に登録する防災メール等、あるとお聞きしました。その中で、これは緊急時ということで、停電等も考えられると思うんですね。それで、再質問をしたいと思うんですけども、これは、屋外拡声装置が優先にな

っていると思うので、緊急時には電源が遮断されてしまうと思うんです。その辺に対しての対応はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 各屋外拡声装置の子局のところになんですが、バッテリーを備えております。前の一般質問でもお答えしたかと思うんですが、約3時間がそのバッテリーが稼働できる時間となっております。その間に放送できるものであれば、屋外拡声装置を使用して皆さんにお知らせをします。3時間が切れた場合には当然、各分団部の消防車、それから町の広報車等を使って、広報活動を実施するというような体制をとっております。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 停電時の無停電電源装置が設置されて3時間ということですね。前回もかなり、いつでしたっけね、ちょっと忘れちゃったけれども、半日以上ですか、停電があって、かなり住民に困惑があったと思うので、その点、今後そういうことがないようにぜひ対応を求めたいと思います。

あと1点だけ、それについて再質問をしたいんですけども、町独自のシステムの中で、災害による住民避難等において、町が独自でこれは情報を流すわけですけども、その流す場合に、流す判断基準と、最終的に誰の判断で流すのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 町独自の判断と言いますか、気象庁、それから県、国における警報の状況等を判断して、現在、那珂川町が置かれている状況を見据えた上で、最終的には町長の判断で避難指示を出すということになっております。災害対策本部というのが設置されますので、その中で協議をして、最終的な判断がされるということになります。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 了解いたしました。

県、国からの情報により、協議をもって、最終的に町長の判断で流すということで、了解いたしました。

この地域防災というのは、これでいいというのではないと思いますので、町でもしっかりと、こういうすばらしい地域防災計画などを私も目を通させていただきました。すごくす

ばらしいことを書いてありますので、それに基づいて、今後の未然に防げるものは防ぎ、もし、起きてはほしくないんですけれども、起きた場合に、速やかに対応をできるようにお願いをしたいと思います。

1 項目めの質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、通告に従い2 項目めの質問をしたいと思います。

2 項目めは、秋田県美郷町とのスポーツ交流について、ご質問をいたします。

友好都市の秋田県美郷町と那珂川町との交流事業の中で、平成4年から平成10年まで、中学校のスポーツ交流事業が行われてきました。現在は、教職員研修及び文化交流など行われております。そこで、美郷町とのスポーツ交流について、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目、スポーツ交流が続かなくなってしまった理由についてお伺いをいたします。

2 点目、スポーツ交流事業について、町はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

3 点目、今後、スポーツ交流事業を行う考えはあるのか、お伺いをいたします。

以上、3点についてお伺いをします。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（益子雅浩君） 秋田県美郷町とのスポーツ交流についてのご質問にお答えいたします。

まず1 点目、スポーツ交流の経緯についてですが、秋田県旧仙南村と、旧小川町との交流につきましましては、面積、人口など、同規模であることから、教育、環境問題、観光等の情報交換など、中学生の交流事業も実施しやすく、地域の文化や環境を理解することができ、町の活性化や発展に寄与できるものとして、両町の交流が始まりました。

その中で、スポーツ交流といたしまして、仙南中学校と小川中学校との交流が始まり、交流の内容につきましましては、中学2年生を中心といたしまして、夏は小川中学校において、野球、バスケットボール、バレーボール、卓球などを行い、冬は仙南中学校において、スキーを行うなど、スポーツが中心となる交流が実施されました。中学生の交流事業として、平成4年度から7年間続けられたことから、地域の文化や環境の理解を深め、町の活性化を図るという所期の目的もある程度、達成し、また、宿泊についても当時、両町には宿泊施設も少なく、ホームステイが基本であったため、受け入れ家庭の負担も多くなってきたことから、仙南村のほうから打ち切りの話があったと聞いております。

次に2点目、スポーツ交流についての町の考えについてですが、町民の方がスポーツに親しむことによって、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果があると考えております。また、スポーツには人間の可能性の極限を追求する営みという意味もあり、そのひたむきな姿や、高い技術は人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献するものです。スポーツを通じて人々が交流を深めていくことは、地域に誇りと愛着を感じる事など、ほかの地域の人々との相互理解や認識を一層深めることができるものであると考えております。

次に3点目、今後、スポーツ交流事業を行う考えがあるかについてですが、美郷町とは、現在も友好都市として、和太鼓などの文化交流を初め、町職員、教職員の交流も行っております。平成27年6月20日には、災害時相互応援協定を締結しました。災害時の応援のためには、日ごろからの両町の交流は大切なものでありますので、スポーツ交流は最適ではないかと思えます。

交流に当たりましては、スポーツ少年団やスポーツクラブ、体育協会などの団体、あるいは個人で、どのようなスポーツでの交流が可能であるか、町スポーツ推進委員の方々の助言等もいただきながら、調査研究していきたいと考えております。また、今後ともスポーツ交流を機縁といたしまして、多くの町民に参加いただき、友好都市としてさらに絆と交流を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 1番目のスポーツ交流が続かなかった理由について、今、大きく2つ、理由の答弁ありました。当初の目的と、あとはホームステイの問題ということで、課長から今答弁がありました。

この美郷町における宿泊施設、これは6月に議会の視察で美郷町をお伺いしたときに、宿泊交流施設の「ワクアス」と、これは平成27年4月にできたすばらしい施設に泊まらせていただきました。また、当町においても、まほろば温泉のところにある「まほろばロッジ」が、数十名の宿泊が可能な施設がございます。小川町では先方より宿泊の件で打ち切りの話があったということで、これは当時のことでは仕方ないかなと認識しております。現時点においては、両方の施設も完備をされているので、この件については問題は解消されていると思えますので、3項目めの再質問をするときにもちょっと触れますが、解消されていると思

います。

次に2項目め、これはすごく町としてスポーツに対する前向きな姿勢の答弁をいただきましたので、あえて、この点について触れることはございません。引き続き、スポーツに対して、町も前向きに、そして積極的に取り組んでいただきたいと思います。

3項目めについては、1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

今後のスポーツ交流の事業について、スポーツ交流は友好都市として今後、交流を深めていきたいと前向きな答弁がありました。確認を含めて再質問なんですけれども、町のスポーツは、当時は中学生が2年を中心に交流をされていたという話ですが、現時点で那珂川町のスポーツとは、子供から高齢者までさまざまなスポーツが当町で盛んに行われております。

そのようなことを検討において、中学生に交流は限定せず、幅広いスポーツの交流を目指して早急に美郷町との交流事業が行われるように、行動に移していただきたいと思います。なぜかという、スポーツ推進委員とか、そういう団体がありますね、そういうところに町として呼びかけて早急に進めて、このスポーツ交流を早めに行ってほしいと私は思っております。なぜかという、スポーツ交流は、今、那珂川町は人口が減っております。スポーツ交流をすることにより、人口増のメリットもあります。そのようなことから、早急に進めていきたいと思っておりますが、その件について再度、確認の意を込めて質問いたしたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（益子雅浩君） ただいまの中学生に限定しない交流ということでもありますけれども、新たなスポーツの交流の実施につきましては、行政による協議調整等に加えまして、多くの町民の方々に参加、協力が必要となってきますので、先ほど答弁でお答えしましたとおり、まずは、スポーツ推進委員の皆さんのご協力をいただきたいと思います。

どのようなスポーツが交流可能であるか、スポーツ推進委員の皆さんの情報収集のための研修会や、美郷町との交流会など、実施できるかどうか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） まず、スポーツ推進委員同士の交流の中で、前向きに検討すると。スポーツ推進は、全国市町村どこにでもある、町が委任する団体ですので、美郷町とも前向きな話ができると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

2項目めの質問を終わりにしたいと思います。

最後の3項目めの質問に移りたいと思います。

2011年の震災で、新那珂橋が老朽化の影響もあり、修復が困難なことから取り壊されてしまいました。現在は、国道293号にかかる若鮎大橋が町内を結ぶ那珂川にかかる唯一の橋になってしまいました。

もう1つ、那珂川に橋をかけることが災害時や町の活性化に重要なことから、今年の6月に新橋等整備推進協議会が地域住民で立ち上げられました。そこで、次の2点について、町執行部にご質問します。

1点目、町は新橋等整備促進協議会と今後どのようにかかわっていくのか、お伺いをいたします。

2点目、新橋と接続する道路の整備についての町の考えをお伺いをいたします。

以上、2点についてお伺いを、質問をしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私から、新橋整備についてのご質問にお答えいたします。

新那珂橋にかわる新たな橋の架橋につきましては、町の産業、観光等の地域振興、災害時の緊急輸送路として、また、住民の安全・安心を確保するために、ぜひ必要なものであり、私も機会あるたびに、国・県に対し積極的に要望してきたところであります。この橋なくして、那珂川町の震災復興は終わらないものと強く思うところであります。

まず1点目、新橋等整備促進協議会とのかかわりについてですが、先ほどの行政報告でも申し上げましたが、本年6月18日、小口、小砂、小川第1、小川第2及び小川第4行政区の皆様により、新橋等整備促進協議会が設立されたことは、町としましても大変心強いものであり、新しい橋が早急に計画されるよう、本協議会と連携を図りながら、更なる要望活動を実施してまいります。議会並びに議員各位におかれましても、新橋架橋に向けてご支援ご協力を賜りますようお願いするものであります。

次に2点目、接続する道路整備についてですが、新しい橋の位置により接続する道路の計画、整備は大きく変わります。町全体の交通アクセスの向上、住民の安全・安心を確保するための道路整備については、新橋の架設要望の中で関係機関と協議をしてまいります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 今、町長の答弁で1項目め、促進協議会とのかかわりについて、町長も強く橋の要望ということで、国及び県に引き続き活動していくという強い意志を示していただきましたので、この件については引き続き、一日でも早く町民の願いがかないますように、お願いしたいと思います。

2点目について、若干再質問をさせていただきたいと思います。

新橋と接続する橋の整備について、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、位置により計画が変わるとお話がありました。現時点で、位置についてちょっとお聞きしたいんですが、第2次那珂川町総合振興計画、こちらのほうのまちづくりにおける町の主要課題の中にも、新那珂橋の解体に伴う交通の不便を解消するために、新たな橋梁、それと接続する道路の整備が必要と明記されております。そこで、現時点で新橋の構想はどの程度進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 新橋の構想は、どの程度進んでいるかということでございます。

現在、新しい橋の構想につきましては、町の防災、交通ネットワークの構築、交流人口をふやすなどの大きな観点から要望を行っており、今後、より具体的な構想として、橋の必要性を訴えてまいりたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 交通ネットワークにより要望すると、今後ですね、ありました。

そこで、1つ提案という形で、私のほうからさせていただきたいと思います。

まだ、交渉が未定ということで、今回の新橋の促進協議会、これは小川1区、小川2区行政区、4区行政区、小口、小砂の由緒ある地域住民によって立ち上げられたすばらしい協議会の組織であります。このようなことを考えて、また、若鮎大橋からの位置を考えて、県道矢板那珂川線よりの延長線での那珂川に新たな橋がかかれば、町の交通の利便性などを考えるとともに、かなり理想ではないかと思いますが、この考えについて、町長はどのように思いますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま、矢板那珂川線の延長上というご提案でございます。新しい橋の位置につきましては、町独自で決定をすることはできないかと思っております。この位置については、地域の要望、それから町全体の道路のアクセスなどを考慮して、1本しかで

きませんから、ベストな所に架かるものであると考えております。ただいまご指摘の場所につきましても、この考えに大変沿うものであると考えておりますが、今後、新橋等整備促進協議会等と一緒に検討をしてみたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君。

〔1番 鈴木 繁君登壇〕

○1番（鈴木 繁君） 確かに、町独自ではこれはできないことですので、新橋等促進協議会の要望、また地域住民の要望等を含め、これから県と国に強く要望していくと思いますので、1つのこれは提案という形で頭に入れて、要望活動にさせていただければと思います。

この橋の活動は、本当に住民の願いでもありますので、ただ1億、2億と、そういう金額ではないというのも重々把握しております。かなりの計画もあると思うんですけども、重要性を前に出して一日でも早く那珂川町に橋がかかるように願いまして、今回の私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 1番、鈴木 繁君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時30分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

なお、3番、佐藤信親君から早退届が出ております。

◇ 阿久津 武 之 君

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君の質問を許可します。

10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 午前に引き続き、大変ご苦労さまです。もう少しですので、しば

らくよろしくをお願いします。

通告にしたがいまして、2項目について質問いたします。

まず最初に、県道275号線整備についてを議題といたします。

今回、町道本線終点から連結する県道への整備には、整備がされなければ意味がないというように考えております。そういう中で275号線、すなわち大山田下郷小砂線の整備にすることが、本当の意味からしても重要であるというように考えています。その中で、改良工事が必要だと思うのですが、町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 阿久津議員の県道275号線整備についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、県道275号線は、県道大山田下郷小砂線であります。現在、この県道に接続する町道と見立野線の道路改良工事を実施しており、来年度完了予定であります。町道と県道那須黒羽茂木線までの約2キロメートルは、県道ではありますが、道幅が狭く、車両のすれ違いが困難な状況であります。この県道区間が整備されれば、小砂と大山田下郷を結ぶ交通アクセスが向上するものと考えます。小砂行政区からも県道の整備要望がありますので、町としましても早急に整備されるよう、県に対し要望してまいりたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 町道本線終点から連結する県道への整備により、効果が生かされると思います。過去にも私を含めましてほかの議員も質問したと思います。そういう中で県への積極的な働きかけというのはどのように行われたか、お伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） これまでも、県道大山田下郷小砂線、この拡幅につきましては、県のほうに話は行っているかと思えます。今回、小砂行政区のほうからも県道の整備についてということで、要望書が提出される予定になっております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 地域の人の中には、今回、和見立野線が開通しました。そういう中で、県道でも3桁の県道なんですよ。で、茂木黒羽線が2桁の県道。2桁の県道でさえ

整備されないんだから、3桁の県道はいつになるかわからないという意見もあります。確かに、当時、県道に昇格したときは、地域の人は、これで道路整備ができるのかなと言って大変、恐らくうれしく整備が促進されるというふうに考えていたと思うんですよ。しかしながら、いつになっても、県道の整備ができないという中で、県道じゃなくて逆に3桁の県道なので、逆に言えば、町道にして整備したほうが早いんじゃないかという意見もあるんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 現在、県道として県が管理していますので、まずは、県道として県に整備をしていくという要望をしていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私から、今、阿久津議員がおっしゃいましたように、3桁の県道だから整備が遅れる、あるいはやってもらえない、だから町道にしたらどうか、そういう強い思い、住民の方の強い思いを県のほうにもお届けして、早急に県道として整備してくださるよう、要望活動は進めてまいりたいと思いますので、住民の方のご理解、ご協力もお願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

[10番 阿久津武之君登壇]

○10番（阿久津武之君） それでは、この件について最後になります。

今回、新橋等整備促進協議会が立ち上がりまして、そういう中で今までは小砂地区、小口地区、対岸にして小川行政区もありますが、中での地域住民の橋ということで、町が県に説得する中で、それだけでは弱いと思うんですよ。そういう中で、国道461も含めた中で、例えばの話、大山田下郷とか上郷とか、大内のほうの谷川、盛泉を含めた中での、そういう人が今回の道路が整備されることによって、その道路が通って、今度はアクセスがうまくいけば、恐らく大田原方面行くのは重要だと思うんです。そういう中で、今後、重要性について、町長、どう考えているのか、ちょっと最後にお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私も議員おっしゃるとおりだと思っています。

それと、ただいま新橋架橋についてのお話が出ました。やっとその協議会が立ち上がったところでございます。それも、小口、小砂、それから小川地区の第1、第2、第4行政区が協働して協議会が立ち上がりました。いずれ、この協議会も、そこと接続する道路、そうす

ると関係する自治体、あるいは集落、行政区が広がると思うんです。そういう中で、ただいまのお話にありましたような461あるいはただいまの道路、接続する道路、広い範囲での応援もいただきながら、新橋の架橋にも結びつけてまいりたい、このように思っております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 町長の本当の答弁、大変ありがとうございます。

できるだけ、県道ですから、県にやらせるのが筋なんでしょう。ただ、遅れるためにそういう地域の人の意見もあるということも十分含んで、今後とも要望活動ないし要請を行っていただきたいと思います。

続きまして、次の項目に移ります。私たちには税金を正しく納める義務がある反面、近年税等の滞納者がふえているように思われます。そういう中で、町税徴収についてお伺いします。プライバシーの問題その他いろいろあると思うので、答えられる範囲で結構ですから教えてください。

最初に、那珂川町の徴収率が県の平均を大きく下回っているというように聞いておりますが、その件について検証状況についてお伺いしたいと思います。

あと、徴収率向上について、どのような取り組みを行っているか伺いたいと思います。

3番目に、少しでも徴収率を向上することにより、税収アップが図れると思うんですが、徴収体制の強化の状況についてお伺いしたいと思います。

最後になりますが、今年度、確定申告が小川総合福祉センター1カ所で行われました。特に、高齢者の方々の足の確保が困難な時代でありますので、同様に今後、馬頭地区にも確定申告の会場をつくってもらいまして、小川と馬頭と2カ所でやるのはどうかなと考えていますが、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 町税徴収についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、徴収率が県平均を下回っている原因の検証状況についてですが、町税の徴収率は平成28年度は85.99%と、県内24位の状況でした。また、町税の現年度分の徴収率につきましては、98.30%で、県内16位、滞納繰越分は9.08%で、県内24位という状況でした。

この主な要因は、事業者の固定資産税の大口滞納にありました。所在はもとより、所管の税務署、区役所、周辺の金融機関等で調査を実施しまして、その事業者の実態や、財産がないことから、平成28年度に不納欠損処理をしたところでした。この結果、今後、町税徴収率の

県内の順位は、向上するものと考えております。

次に2点目、徴収率向上の取り組みについてですが、職員の徴収事務のスキルアップを図るため、県や地区税務協議会、宇都宮市などが開催します研修会に意欲的に参加しているところでもあります。また、滞納整理では、積極的に財産調査を行うなど、徴収の向上に努めております。徴収困難なケースにつきましては、地方税法第48条の規定により、県に対して徴収を委託するほか、県との共同の徴収も進めているところでもあります。

次に3点目、徴収体制の強化状況ということですが、町税のほか、保育料や住宅使用料、ケーブルテレビ使用料、上下水道使用料などを扱う関係課職員をメンバーとする那珂川町税等徴収対策実務者会議、これを庁内に設置しております。この実務者会議は、税等の共同徴収や、滞納者の資産等にかかる情報交換を行いまして、まずは、滞納等の未然防止を図るとともに、滞納となった場合は、効率的、効果的な徴収が図れるよう取り組みを進めているところでもあります。

次に4点目、今後の申告会場設定の考え方についてですが、新庁舎が完成しましたので、申告者の利便性を十分考慮しながら、申告会場を設定していきたいと、現在、検討しているところでもあります。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

[10番 阿久津武之君登壇]

○10番（阿久津武之君） 28年度につきましては、約86%と県内ワースト2位ということですが、目標値を設定して取り組んでいると思いますが、わかりましたら、28年度、29年度の目標値というのがわかりますか。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 29年度の徴収率の目標値なんですけれども、現在、現年度分の徴収はもとより、滞納整理、不良債権処理を進めまして、目標は94%を設定しております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

[10番 阿久津武之君登壇]

○10番（阿久津武之君） そうすると、これは町税全体での数値なんですか。固定資産税も含めた中の町税ということね、はい、わかりました。

主な要因の中に、固定資産税がウエイトを占めているということなんですけど、固定資産の中の物品とか物件とかの差し押さえというのがあるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 現在、差し押さえに関しましては、金融機関等の金品といいますか、それが中心でありまして、土地等、その差し押さえに関しましては、換価いたしましてもなかなか現金にならないということで、土地等の差し押さえはございません。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 土地等がないということは、ほかの物品とかというのは、差し押さえもあるということなんではないでしょうか。ちょっと物件の差し押さえがないという解釈をしたんですが。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 具体的には、申し上げられない部分があるんですけども、若干ある状況であります、物品で。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 多少でもあるということは、その件については、どういう方向で処分しているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） その物品に関しましては、換価しましても、その滞納の金額までにならないということなので、一応、差し押さえをしておきまして、本人と納税相談を行いまして、計画的に納税いただいている状況でございます。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） じゃ、あんまり深くも聞けない面もありますので、2の問題について聞きたいと思います。

私個人なんですけど、十数年前かな、教育民生のほうの委員長をやっているとき、たまたま県で高松市に行ったことがあるんです。高松、優良事例ということで、高松市のほうの納税の関係の視察に行ったことがあるんですが、そういう面において、優良事例の市町村とかに町として派遣して、県の研修会とか何かわかるんですよ。その他にそういうところも行って、実際、事実を見てくるということは、これは可能なんじゃないかな。ちょっとお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 優良事例、現在、スキルアップのために県と一緒に共同徴収を行いまして、技術向上のための勉強をしているわけなんですけれども、他の市町におきまして、優良事例があるという場合であれば、予算を獲得しまして、職員の研修を踏まえて、参加できるように努力はしていきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

昔、過去には、各地区に納税組合というのがあったんですよ。納税組合があったために、地域みんなで税を知るといふか、納めるといふか、取り組んだと思うんですよ、地域全体として取り組んだと思うんですよ。そういうことで、その組織が今ないんですが、何かそれにかわるような組織といふのはできるんでしょうかね、実質として。

○議長（塚田秀知君） 答弁願えます。

税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 過去にそういった組織はあったと聞いておりますけれども、現在そういった組織はございません。

職員全員で、徴収、滞納整理をしているわけなんですけれども、議員ご指摘のとおり、今後検討して研究してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） あと税金の関係で、嘱託徴収員といふのがありますよね。今、1人態勢ですよ、前は2人だったんですけども。その効果と税収の関係で、1人でもいいのか、2人がいいのか、その検証した結果といふのはあるのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） それでは、徴収嘱託員の収納実績の推移といふことで、まとめたものがありますので、参考的に述べさせていただきます。

23年度までは、徴収嘱託員が2人でやっておりました。そのときが、約7,000万円の収納額で、24年から徴収嘱託員が1人になりまして、約4,500万円、収納額ですね。で、4,300万円、4,200万円といふような形で、25年、26年となっています。現在、徴収嘱託員が1人になったので、その2分の1の収納といふわけではなくて、パーセンテージからしますと、1.7倍……。調定額に占める割合が、当時2人のときは約3%でありましたが、1人になっ

て約2%ということで、1名でも現在の徴収は十分できているということで、現在そのような形で進めております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） いずれにしろ、そういう方法もあるんですが、税金を正しく納めるということで、またこういうことで、町でこういう税収によってどういう仕事をしている、どういうふうに使われているというのも、お知らせするとともに、町民の意識の改革というか、それも必要だと思うんです。これから、税金は誰もが納めるんだという意識の改革というのが、それを今後どういうふうに行っていくのかなというのを伺いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 現在、組織の中で、租税教育推進協議会というものがあります。その中で、各関係する市町の職員が、各小学校や中学校に出向きまして、町の税金のことに、いろいろ教育などもしていますので、それを十分活用しまして、また、町の広報紙ですか、一般の方にはそういうものを活用しまして、税の公平、公正な税の徴収、正しい使い方とか、そういったものを広報していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） 各方面で努力しているのは、特別委員会等におかれても、結果とそのような面で話は聞いております。

そういう中で、1番、2番、3番の含めた中なんですが、滞納者の中にはいわゆる国保を初め、保育料とか各方面での、ダブった滞納者もいると思うんですよ。だから、関係職員と連絡を密にしながら、少しでも情報を共有して、滞納者の未然防止に努め、効果的徴収に努め、目標値を上回るようにしてもらいたいと思います。税収の確保に努めてもらうことが、財源の確保なので、ひとつ今後ともよろしくお願いします。この点について答弁はいいです。

最後になりますが、今回、馬頭の庁舎の中にそういう場所を設けてもらえるというんですが、町民広場というか、そこで行うということでもいいんですか、庁舎の中のコミュニティー広場というのかな、その庁舎の中に入ったらすぐのところにある広場、あそこでやるということなんですか。それとも、それは検討して、今後、町を含めた中で全部の中で考えていくということなんですか。ちょっとそれだけ、その点について。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 新庁舎の入り口の脇の町民広場というか、そこも選択肢の一つとして、現在検討しているところでございます。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君。

〔10番 阿久津武之君登壇〕

○10番（阿久津武之君） わかりました。

前向きに、本当に年寄りに、高齢者にとっては本当に小川行くと、小川までしか、去年の場合ね、今年というのかな、本当遠いところなんですよ。そういう中で、今後とも、税金を納めてもらう、申告するというんだから、そういう人のためにも少しでも町民サービスじゃないけれども、小川とぜひ馬頭と2カ所でやるということを今後ともよろしく願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

いろいろお世話になりました。

○議長（塚田秀知君） 10番、阿久津武之君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時54分